

令和3年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名	課題・要望内容	回答	担当G	
登別温泉地区	1 登別温泉湯の滝町内会	1 排水溝の蓋の点検について	本件につきましては、車両等の通行に支障がないことから、対策を見合わせることにいたします。	土木・公園G	
		2 歩道の凹みについて（登別温泉町49番地貴泉堂隣の駐車場前）	現状では、歩行の通行に支障を及ぼすものでないと判断いたしましたのでご理解願います。今後、パトロール等により経過観察するものとしますが、異常があった場合はご連絡くださいますようお願いいたします。	土木・公園G	
		3 歩道ブロックの割れについて	本件につきましては、歩道ブロックの割れを確認したことから補修を実施しました。	土木・公園G	
登別地区	2 登別東町第三町会	1 セブン・イレブン〜JCHO登別病院の道道に横断歩道を設置してほしい	室蘭警察署と協議したところ、当該箇所の通行量等を踏まえた上で、今後の対応について検討したいとの回答がありました。当該箇所については、周辺に信号機付きの横断歩道が2箇所設置されていることから、交通事故を防止するため、貴町会においても住民等に対し横断歩道を利用するように周知していただくと幸いです。	市民サービスG	
		2 登別東町4丁目神社通り 小関様宅前を舗装願いたい	本件につきましては、一部舗装が剥がれているのを確認しましたので補修を実施しました。	土木・公園G	
		3 登別東町4丁目 安原様宅前〜渡辺様宅前の市道を舗装願いたい	本件につきましては、一部舗装が剥がれているのを確認しましたので8月頃までに補修を実施する予定です。	土木・公園G	
		4 登別東町4丁目 上田様宅横〜石間様宅前の市道を舗装願いたい	本件につきましては、一部舗装が剥がれているのを確認しましたので8月頃までに補修を実施する予定です。	土木・公園G	
	3 登別本町2町会	1 登別本町2丁目40 芳賀様宅横道路に立っているH形鋼を撤去してほしい	本件につきましては、6月に撤去を完了しております。	土木・公園G	
		2 市道の路肩と歩道の除草をお願いしたい	本件につきましては、歩道に雑草がかかっているのを確認いたしましたので、除草を実施しました。	都市政策G	
		3 登別川の横道に簡易の柵が張られている理由と今後について	【※本件課題（要望）の箇所は北海道の所管となりますので、北海道からの回答内容をお知らせします】 令和2年度末に流木除去工事で使用した箇所であり、一般の方が工事現場へ侵入しないように簡易柵を設置していました。工事後も簡易柵の設置箇所の現状の変化はなく、柵の必要箇所ではないので、もともとの現況どおり柵を撤去します。	土木・公園G	
		4 S様宅の垣根が歩道にはみ出ていることと、付近の歩道幅が狭いことの経緯について	令和3年6月23日、現地確認を行ったところ一部剪定が行われていました。その後、自宅を訪問しましたが、不在であったため、速やかに剪定を行う旨指導文を通知しました。当該市道については3.5mの歩道幅をとっており、歩道整備の際に町内会等に聞き取りを行った上、一部箇所には歩道内に植樹帯を設置しておりますが、植樹帯設置箇所についても2mの歩行者道をとっています。	土木・公園G	
	幌別鉄南地区	4 すずらん団地町内会	1 町内会内の廃屋の撤収について	本空家について、令和元年度から相続財産管理人制度の活用に向けて協議を進めておりますが、さまざまな課題等がある状況であります。これらの課題等を解決しながら本空家等の問題を解消したいと考えておりますので、本年度も引き続きご協力をお願いいたします。	都市政策G
			2 長年放置されている産業廃棄物の撤去について	老人憩の家「すずらんの家」の前の土地における土地所有者への指導は、産業廃棄物を所管する北海道胆振総合振興局（環境生活課）により行われています。市としては、定期的に北海道に進捗状況等の確認を行い、連携を取りながら現地を確認するなどの対応をとっています。昨年度も複数回、胆振総合振興局が土地所有者に対して指導を行い、敷地内の整理及び一部撤去されたことを確認しています。今年度については、4月に胆振総合振興局において現地確認を行うとともに、産業廃棄物の撤去を進めるよう、土地所有者に指導しています。今後の対応についても、胆振総合振興局からは、土地所有者に対して地道に指導を続けていくとの回答を得ています。今後とも、土地所有者により少しずつでも改善が図られるよう、北海道と連携しながら、指導の強化に努めていきたいと考えています。	環境対策G
			3 海岸の補修工事の継続について	幸町地区の海岸護岸工事については、北海道の事業により、平成30年度及び令和2年度に護岸に消波ブロックの設置を終え、また、令和元年度から令和4年度にかけて、沖合に4基の離岸堤の整備を行っているところでございます。しかし、令和3年2月に新たな護岸の崩壊箇所が見つかり、この補修については、北海道が令和3年度中に破損箇所を波から保護するためのブロックを設置する応急的な工事（波除工）を実施する予定となっております。完全復旧については、令和4年度を予定しております。今後、北海道胆振総合振興局から工事に関して連絡を受けた際には、都度、貴町内会へ情報提供を行ってまいります。 工事名称：海岸保全登別第2地区1工区（幸町6丁目） ①離岸堤整備（1基 延長50m） 工事期間：令和3年7月15日～令和4年2月中旬 施工業者：未定 ②波除工 工事期間：令和3年9月～令和4年3月 施工業者：未定	農林水産G
			4 排水溝の改善について	本件につきましては、6月に設置が完了しております。	土木・公園G
5 新栄町内会	1 千歳町〜新栄町間の市道から住宅方面への雨水や雪解け水の流出について	本件につきましては、縁石等により水の流入防止対策を行いました。	土木・公園G		

令和3年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名	課題・要望内容	回答	担当G
6	千歳町内会	1 市道千歳1号線(千歳町6丁目3番地1地先)道路横断排水溝の改修について	本件につきましては、排水溝に傾きが確認されたことから補修を行いました。	土木・公園G
		1 千歳町6丁目地先市道千歳1号線に接続する道路の除雪について	ご要望のあった道路につきましては、認定している市道ではないため、現段階では除雪できませんのでご理解願います。	土木・公園G
7	南千歳町内会	1 町内会が設置した会館への支援について	貴町内会が本年度開設した「憩南千歳会館」につきましては、次のとおり支援を予定(検討)しています。 【維持管理費(光熱水費等)について】 町内会が負担した前年度の維持管理費(光熱水費、電話料、燃料費、くみ取り料、管理手当)の実績額に相当する額を助成(上限額あり)する町内会運営費等助成金(会館割)の交付(令和4年度)を予定しています。 【建物賃借料について】 町内会運営費等助成金(会館割)の対象経費に建物賃借料が含まれていませんので、助成について引き続き検討してまいります。	市民協働G
8	ニナルカ町内会	1 ソーダ食堂から山岸様宅間の排水溝の清掃について	排水溝の清掃(立木伐採・草刈)につきましては、7月頃に毎年草刈りを実施しており、これに併せて立木の伐採を行いました。	土木・公園G
		2 木本様宅前の下水の泥の清掃について	本件につきましては、排水溝に土砂が確認されたことから7月中に清掃を実施する予定です。	土木・公園G
		3 青山様宅と荒様宅の前の下水溝が破損しているので修理してほしい	本件につきましては、破損が確認されたことから修理しました。	土木・公園G
		4 公園内で野球をする人がいる(日本工学院の学生がしていることが多い)ので日本工学院に対して指導してほしい	公園に看板等を設置し注意喚起を行い、改善されない場合については、口頭にて注意を行います。	土木・公園G
9	常盤町内会	1 中央町のセイコーマート前の交差点への歩行者用信号機の設置について	室蘭警察署と協議を実施し、東通の拡幅工事に伴う信号機の移設工事に合わせ、歩行者用信号機を設置する予定である旨の回答がありました。	市民サービスG
		2 中央町のセイコーマート前の横断歩道の安全確保について	室蘭警察署に確認したところ、東通の拡幅工事に伴い、安全確保の対象である横断歩道の位置を変更する予定であるとのことでした。 令和3年度中に横断歩道の位置が確定する予定であることから、横断歩道の位置が決まりしだい、安全確保対策としてポールの設置に向けた協議を実施します。	市民サービスG
		3 百寿の家・常盤夫人研修の家玄関わきの立木撤去について	老人憩の家・婦人研修の家につきましては、毎年度限られた予算の中で維持管理を行っているところです。 本年度においても、各指定管理者から挙げられた緊急性の高い要望から優先順位を付けて対応しているところであり、必要に応じて今後も予算要求を行うなど実施を検討してまいります。	市民協働G
		4 空家対策(常盤町1丁目40 故・小笠原様宅)について	空家等は所有者等がその空家等を適切に維持管理することが必要です。 このため、市では本空家等の所有者等に対し、毎年改善を図るよう指導しているところであり、直近では令和2年7月及び11月に所有者等への改善指導を実施し、所有者等が市道側の樹木剪定を行ったところです。 市では、今後も所有者等が自らにより改善が図られるよう通知等を粘り強く実施してまいります。	都市政策G
		5 野生の鹿被害対策について	エゾシカの被害対策につきましては、本市では、有害鳥獣駆除業務による捕獲や、追い払いなどを繰り返すこと、市街地への出没等の被害軽減に努めております。エゾシカの捕獲実績は、令和元年度においては、市全体で271頭、うち常盤町で0頭、令和2年度においては、市全体で387頭、うち常盤町で4頭となっております。 家庭菜園で鳥獣の被害に遭われている住民の方々においては、ネットで菜園を囲み鳥獣の侵入を防ぐなど自主的に対策を講じていただいております。 市による捕獲と住民による自己防除をお互いに継続していくことが、有害鳥獣による被害の軽減に最も有効な対策であるものと考えております。	農林水産G
		6 道路等に咲くタンポポの繁殖状況について	市道におけるタンポポの繁殖の抑制につきましては、市で対応できる問題ではないと認識しておりますので、ご理解願います。	土木・公園G
		7 町内に毎年できるカラスの巣を全部撤去してほしい(R3は巣が5カ所に増)	カラスの巣については、原則として土地所有者等の責任で対応していただくのですが、市では、私有地(会社の場合等を除く)にできたカラスの巣について、高さが5メートル以内で、周囲に危険を及ぼすと認められるものについては、駆除を行っています。 市で対応できない場合は、土地所有者等に対して、対応可能な業者に駆除を依頼するよう要請を行います。 カラスは、基本的に毎年新しい巣を作ると言われており、使い終わった巣を翌年に再利用することは、ほとんど無いと言われております。 カラスに巣を作られないようにするためには、生い茂った枝を剪定することが有効な対策の一つとなりますので、必要に応じて土地所有者等へ木の枝の剪定について要請を行います。 また、カラスなどへの餌付けについては、生活環境や動物の生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることから、市としても安易な餌付けを行わないよう指導を行います。	環境対策G
		8 常盤町4丁目の道路の陥没について	本件につきましては、昨年度に東通の道路改良に併せて排水管の整備を行い、雨水が速やかに排水されるように改修しております。 このため、排水の改善に一定の効果は見込まれると思っておりますが、状況の変化が見られない場合は、ご連絡ください。	土木・公園G
		9 常盤町4丁目の道路の水溜まりの解消について	本件につきましては、舗装が盛り上がり滞水してしまっている部分が確認されたため、8月頃までに舗装の補修と併せて集水樹の高さを調整して対策を行ってまいります。	土木・公園G
		10 常盤町5丁目の道路面の亀裂・凸凹について	本件につきましては、現地を調査しましたが車の出入に支障となる所は確認できませんでした。 今後、道路の異常が確認できましたら電話にて連絡をいただければ、その都度、対応してまいります。	土木・公園G

中央地区

令和3年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名	課題・要望内容	回答	担当G
		11 市指定ごみ袋の一枚売りについて	指定ごみ袋の一枚売りを行っている取扱店は、一部の種類のみ一枚売りをしている取扱店を含めると、現在市内に8店舗あります。一枚売りを行う場合、在庫管理など店舗側の負担も大きくなるため、対応は簡単ではありませんが、取扱店に協力を呼びかけていきたいと考えています。 なお、燃やせないごみ(青色)の指定ごみ袋については、これまで一袋10枚入りとしていましたが、ごみ関連手数料改定の際の住民説明会において、枚数を少なくしてほしいとの要望があったため、今年度より一袋5枚入りに変更しています。 令和3年6月までに使い切れなかった旧指定ごみ袋は、シールの貼り付けによる使用も検討しましたが、収集の際、現場でのシール貼り付け有無の判別が難しいなどの問題が多かったことから、クリンクルセンターで差額分をお支払いいただくことで、新指定ごみ袋と交換していただく方法とさせていただいています。令和4年3月までが交換の期限となりますので、未使用の旧指定ごみ袋がありましたら、手続きをお願いします。	環境対策G
梶別西地区	10 プレハブ町内会	1 町内会の中央部分付近の市道路面が所々大きく波打ち、ひび割れも多く目立ってきている	本件につきましては、現状では通行に支障はありませんが、道路が傷んできていることを確認しましたので、随時、部分的な補修を行ってまいります。	土木・公園G
		2 「富士町3丁目広場」の鉄製柵の老朽化について	柵が外れている箇所については、令和3年度中に補修を行います。 ボルトの外れや、割がれ落ちたベンキについては、今後、部分修繕するのか、全体的に改修するのか検討を行います。	土木・公園G
	11 新川町内会	1 道路の改良工事をしてほしい	市道新川29号線(ユアーズウエダさん裏)の道路改良工事につきましては、令和3年度より計画的に進めてまいります。	土木・公園G
	12 新川第二町内会	1 旧明徳珠算塾前交差点の排水改善について	本件につきましては、道路の高低差により、うまく集水側に流れ込むことができなくなっておりまして、舗装により高さを調整し改善しました。	土木・公園G
	13 香風町会	1 ⑫排水溝の掃除について(鈴木勝様宅裏)	本件につきましては、土砂の堆積を確認しましたので、9月頃までに清掃を行ってまいります。	土木・公園G
		2 ⑬縁石の老朽・除雪について(平山様宅前)	本件につきましては、縁石の一部が破損しているのを確認したので補修しました。	土木・公園G
		3 ⑮新川公園の東屋支柱(木材)の補修。保全について(R2追加申請分)	東屋については、令和3年度中に改修を行います。	土木・公園G
		4 ①②③④⑤⑥⑧町内7箇所の道路の補修について	本件につきましては、舗装の破損が確認された箇所については、6月に補修を実施しました。 なお、現状では、通行に支障が無いと判断した箇所につきましては、状況が変わり次第、必要に応じて補修してまいります。	土木・公園G
		5 ⑦⑨排水溝のコンクリート蓋の交換について(2件)	本件につきましては、排水溝(側溝)の劣化を確認したため、交換及び補修を行いました。	土木・公園G
		6 ⑩旧道道富士通と市道の交差点付近の段差・舗装の補修について(佐藤様宅横)	本件につきましては、6月に補修を完了しております。	土木・公園G
		7 ⑪マンホール付近の補修について(佐々木様宅前)	本件につきましては、6月に補修を完了しております。	土木・公園G
		8 ⑭排水溝の掃除について(佐藤様宅前)	本件につきましては、路面排水(側溝)に土砂の詰まりを確認したことから、9月頃までに清掃を行ってまいります。	土木・公園G
		9 ⑯新川公園の東屋付近の床タイルの補修について	令和3年度行う東屋の改修時に、平板の補修も併せてできるか検討を行います。平板の破片については回収します。	土木・公園G
		10 ⑰新川公園の砂場の砂の入替整備、清掃について	ガラス片とゴミの除去、砂の入替を実施済みです。	土木・公園G
14 片倉町内会	1 片倉町1丁目(望洋団地)の市道側の溝蓋無しの部分に蓋を設置してほしい	本件につきましては、必要な箇所に蓋を適宜設置してまいります。	土木・公園G	
青葉地区	15 さくら団地自治会	1 街路樹の枝払いの実施について	本件につきましては、8月頃までに枝払いを実施してまいります。	土木・公園G
		2 のぞみ公園への夜間照明灯の新設について	のぞみ公園につきましては、公園照明の必要性は比較的小さいものと考えていることから、設置については難しいものでありますので、防犯灯での対応をご検討願います。	土木・公園G
		3 旧道道・市道交差点の除雪後の山積みについて	道路パトロールにより、堆積した雪が通行の支障となると判断した場合には、排雪等の対応を検討してまいります。	土木・公園G
16 西川上町内会	1 桜木町4丁目7番地先市道へのカーブミラーの新設について	予算の執行状況及び市内で設置要望がある箇所との優先度を検討する必要がありますが、設置に向けて検討を進めてまいります。	市民サービスG	

令和3年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名	課題・要望内容	回答	担当G
富岸地区	17 富岸町内会	1 富岸青少年会館付近のT字路における通学路安全対策（横断歩道の設置）について	要望のありました通学路安全対策についてであります。これまでの回答時と変わらず、横断歩道として歩行者滞留場所の確保ができないため、横断歩道の設置は難しいこと、また当該道路の速度規制についても、一路線の速度規制のみの実施については、事故発生、規制距離、交通量及び十分な速度抑制の体制の確保等の問題があることから横断歩道の設置は実現が難しいことをご理解いただければ幸いです。  横断歩道の設置は難しいですが、代替策となる通学路の安全対策については引き続き検討してまいります。	市民サービスG
		2 富岸町3丁目の高速道路高架下奥、田園繻文の里団地までの道路整備と歩道の設置について	本件につきましては、令和2年度と同様の回答となりますが、歩道整備を行うに当たっては、用地の確保が必要になるとともに多大な費用を要することから対応は困難でありますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。	土木・公園G
		3 富岸川、西富岸川の整備と河川の防護柵について	【※本件課題（要望）の箇所は北海道の所管となりますので、北海道からの回答内容をお知らせします】  1 富岸川については、令和2年度までに、西富岸川合流箇所から上流地点にある若山学園橋から上流約100mまでの区間を浚渫・雑木伐採を行ってきました。西富岸川については、令和2年度までに富岸川合流箇所から上流の約350mから470mを浚渫・雑木伐採を行ってきました。今後も引き続き流下阻害とならないように計画的に実施できるように予算要望を行います。  2 現状の木柵を鋼製柵に取替えを計画し、予算要望を行ってまいります。また、現状の破損している箇所については、過年度同様にロープ等で応急的に処理し、注意喚起を行います。	都市政策G
		4 富岸町3丁目の高速道路高架下奥の不法投棄取り締まりについて	クレー射撃場入口付近の放置物については、土地所有者等に対して片付けの要請を継続して行っています。 令和3年4月には、土地所有者等と現地で面談した際、片付けを進めることを約束しており、6月に市で現地を確認したところ、一部片付けが進んでいる状況を確認しています。  今後も定期的に進捗状況を確認していくとともに、当該箇所を含めた不法投棄防止巡回パトロールを実施します。 また、状況に応じて不法投棄防止看板の設置も検討します。	環境対策G
		5 旧レストランいなか村の危険家屋対策について	空家等は所有者等がその空家等を適切に維持管理することが必要です。 このため、市では定期空家等パトロールを実施し空家等の状態の把握に努めているほか、近隣住民から空家等に係る相談がなされた場合などには、空家等の所有者等に対し、その相談に係る改善指導を行っているところです。 当該空家等につきましては、所有者等が自らにより改善を図っていただいているところであり、市では今後も状況把握に努め、必要に応じ通知等を行ってまいりたいと考えております。	都市政策G
		6 いなか村ゴルフ練習場から富岸川に繋がる橋下の清掃及び巡回監視について	本件につきましては、巡回を行い必要に応じて清掃を行ってまいります。 市においても巡回してまいります。町内会におかれましても、水路の異常が確認されましたら、情報提供の協力をお願いいたします。	土木・公園G
		7 富岸町3丁目の空き地の所有者への除草対策について	令和2年度に依頼を受け、土地所有者に対し、適正な管理を求める文書を発送しております。 令和3年度についても、土地の適正管理を求める文書を発送しますが、発送する文書は依頼文書であり、強制力がないため、要望に添えない場合があることをご理解願います。	市民サービスG
新生地区	18 新生町内会	1 新生町1丁目22-1～30-8間の排水溝の詰まり・悪臭について	本件につきましては、土砂の詰まりを確認したため9月頃までに清掃を行ってまいります。	土木・公園G
		2 車庫前の地盤沈下について	本件につきましては、道路が下がっていることを確認したことから補修を行いました。	土木・公園G
	19 新生町望洋町内会	1 新生町5丁目5-9佐藤様宅車庫前付近と入口階段前の道路の水溜まりについて	本件につきましては、滞水状況を確認したので、8月頃までに砂利の敷均しを行い解消を図ってまいります。	土木・公園G
鷺別地区	20 鷺別2丁目町内会	1 鷺別川の川底工事について	【※本件課題（要望）の箇所は北海道の所管となりますので、北海道からの回答内容をお知らせします】  1 令和2年度までに2箇所の区間の土砂撤去を行ってきました。今後も引き続き流下阻害とならないように計画的に掘削や伐木の実施を予定しています。  2 現地立会については、状況を確認し必要な場合に登別市を通して連絡します。	都市政策G
		2 生活道路の修理・修繕（補修）について	本件につきましては、滞水している箇所を確認したため、8月頃までに砂利を敷いて解消してまいります。	土木・公園G
	21 鷺別3丁目町内会	1 鷺別3丁目・4丁目の境界市道への防犯灯又は道路照明の設置について	【防犯灯について】 防犯灯は、町内会の皆さまにより設置及び維持管理されており、本市は町内会が負担する設置工事費及び電気料の一部を助成しています。本件課題（要望）につきましても助成は可能ですので、町内会において設置をご検討ください。 【道路照明について】 交差点部の道路照明灯の設置については、検討してまいります。	市民協働G
		1 国道36号から鷺別公民館前を経て踏切に至る市道への防犯灯又は道路照明の設置について	【防犯灯について】 防犯灯は、町内会の皆さまにより設置及び維持管理されており、本市は町内会が負担する設置工事費及び電気料の一部を助成しています。本件課題（要望）につきましても助成は可能ですので、町内会において設置をご検討ください。 【道路照明について】 交差点部の道路照明灯の設置については、検討してまいります。	市民協働G

令和3年度地区課題(要望)一覧

地区	町内会名	課題・要望内容	回答	担当G
	22 鷺別4丁目町内会	2 鷺別公民館の使用料金について	<p>鷺別公民館を含む公共施設の使用料は、「公共施設使用料方針（平成27年6月策定）」に基づき、受益者負担を原則として使用料を算出するとともに、町内会等をはじめとしたまちづくり活動の支援や活性化、施設の利用向上に向けた取組として、減額・免除制度を設けております。</p> <p>鷺別公民館についても減額・免除制度の対象施設であり、「公共施設使用料減額・免除制度方針（平成27年6月策定）」において、「行政活動の協力目的等で施設を利用するとき」や「市内のスポーツ少年団等が少年の育成目的で利用するとき」、「公共的団体が本来の活動目的（福祉・社会奉仕等）で利用するとき」などは、使用料を免除し、「登別市文化協会や登別市スポーツ協会に加盟している団体が利用するとき」や「豊かな市民生活のため、学術、文化、芸術、技術、スポーツ、子育て等の振興及び向上に寄与する団体が市長が認めたものが利用するとき」などの場合は、使用料を減額しております。</p> <p>本市は、「協働のまちづくり」を進める取組のひとつとして、公共施設等の活用による、町内会等を始めとした市民活動の活性化を期待し、その支援が肝要と考え制度を維持しておりますが、公共施設の使用料については、5年おきに見直しを検討しており、昨年度の見直しでは、当面、減額・免除制度を維持した運用を進めることとしているものの、今後の見直しにおいては、基本的には受益者負担の原則に立ち、減額・免除制度の廃止、縮小も視野に入れた検討を進めていきたいと考えております。</p>	行政経営G
		3 老人憩の家の指定管理委託料の見直しについて	<p>老人憩の家は、管理経費の縮減等の事業効果が期待できることなどから、従来から町内会を指定管理者に指定しています。</p> <p>委託料は、老人憩の家、会館、婦人研修の家における施設管理費の平均値等から積算しており、軽微な修繕に係る経費も含めていますので、ご理解をお願いいたします。</p>	市民協働G
美園・若草地区	23 若草町内会	1 若草町4丁目15-1～15-17間付近の市道の沈下部の修復について	<p>本件につきましては、道路の舗装が低くなった所が滞水している状態を確認したので、8月頃までに集水溝の設置を行い解消してまいります。</p>	土木・公園G
	24 桜ヶ丘町内会	1 ロードヒーティングに一部絶縁状態について	<p>本件につきましては、市でも把握しており、費用と作業スケジュールの面から実施時期を検討しております。</p> <p>補修が完了するまでの期間につきましては、凍結防止剤により対策を講じてまいります。</p> <p>また、砂箱を設置しますので、ご利用くださいますようお願いいたします。</p>	土木・公園G
		2 美園町6丁目の空き家の放置について	<p>空家等は所有者等がその空家等を適切に維持管理することが必要です。</p> <p>このため、市では定期空家等パトロールを実施し空家等の状態の把握に努めているほか、近隣住民から空家等に係る相談がなされた場合などには、空家等の所有者等に対し、その相談に係る改善指導を行っているところです。</p> <p>当該空家等につきましてはも所有者等が自らにより改善が図られるよう通知等を粘り強く実施してまいりたいと考えております。</p>	都市政策G

24

72